

組織的犯罪処罰法違反被告事件について

事案の概要及び主な争点

◇ 暗号資産であるNEMについて、氏名不詳者は、不正に入手したA社のNEMの秘密鍵を用いて、A社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者らの管理するNEMアドレスに移転させる旨のトランザクション情報をNEMのネットワークに送信し（本件行為）、同アドレスに移転させた。

被告人は、氏名不詳者が本件行為によって移転させたNEMの一部を、氏名不詳者が開設したウェブサイトに受信用NEMアドレスを入力するなどして同アドレスに移転させたところ、検察官は、被告人が犯罪収益等を収受したとして、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）違反（犯罪収益等収受罪）により起訴した。

◇ 主な争点は、本件行為が、犯罪収益等収受罪の前提である電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）にいう「虚偽の情報」を与えたものといえるかである。

1 審判決及び原判決等

◇ 1審判決（東京地裁）は、本件行為が、電子計算機使用詐欺罪にいう「虚偽の情報」を与えたものといえ、氏名不詳者が、A社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者らの管理するNEMアドレスにNEMを移転させた行為は電子計算機使用詐欺罪に該当し、その一部を収受した被告人について犯罪収益等収受罪が成立するとして、被告人を、懲役2年、5年間執行猶予、金1960万3566円追徴、訴訟費用負担に処し、原判決（東京高裁）は、これを是認して、控訴を棄却した。これに対し、被告人が上告した。

〔参考〕電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）

前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。